

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小島 孝文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鴻巣市郷地一七五七番一地先から同市 郷地四二四番一地先まで	鴻巣市郷地一七五七番一地先から同市 郷地四二五番五地先まで	区 間
一三・二〇〇〓一五・二二五	七・五〇〓 九・〇七	敷地の幅員 (メートル)
一四二・四二	一五一・四〇	延長 (メートル)
		備 考